

## I 答申にあたって

### 【諮問を受けて】

○本審議会は、平成21年5月22日、多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から「多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、愛宕地区等の学校の通学区域の見直しについて諮問を受けた。

### 【審議経過】

○本審議会は、多摩第二小学校の委員が欠員の中、今回初めて区域代表委員にオブザーバー制を取り入れ、東・西愛宕小学校の統合について審議を行なった。両校の特色や課題を整理した後、委員間で目標を共有するため、「どのような子どもを育てたいか」、「どのような学校にしていきたいか」等を協議し、「思いやり、優しさがあり、正しい判断ができ、社会性・向上心が豊かな子」を育てること、「『知・徳・体』の人間形成の基礎を養い、魅力ある学校」にしていくことなどで一致した。次にそれらの実現に向けた施策例が学識委員から提供され、主に人的支援や特別支援教育の充実などについて審議した後、教育委員会に見解を求めたところ、積極的な姿勢が示されたことから本審議会は、統合新校が一定規模に届かない場合でも統合し、魅力ある学校をつくり児童を増やしていくことを仮確認した。

○続いて、多摩第二小学校の学区域を変更し、統合新校の学区域とすることについて議題とし、当該校保護者代表から意見聴取したところ、「凍結」との意思が示されたことをふまえ、また通学区域の弾力的運用の可能性についても検討を行なった結果、多摩第二小学校の委員が不在の中で深い議論は難しいとの方向が出される中で、東・西愛宕小学校の委員から、保護者に対し審議会の現在の検討状況について説明をしてほしいとの要望があり、事務局が両校で説明会を開催した。

○説明会では、学校統合を前提とした意見や一定規模に満たない統合には反対との意見があったことをふまえ、審議会として、東・西愛宕小学校を統合するか、現状維持とするかを審議した結果、一方の該当校の委員を除く委員全員から統合の方向性が出された。その際当該委員から、東・西愛宕小学校のみの統合には同意できないとする陳情書を提出したいとの発言があった。

審議会としては、その次の会議で陳情書を意見要望として議題とし、当該委員が辞任する中で保護者代表が参考人として出席し、意見交換をした結果、その意見要望の主旨を答申書に生かしていくことを確認した。

○その後、統合年度や統合後の学校位置について審議し、・・・・・・・・・・・・  
本答申をとりまとめたものである。

### 【審議を振り返って～総括～】

○今回の審議を振り返ってみると、本審議会は一貫して子どもたちのために、どうしたらより良い教育環境を創ることができるかを議論してきた。特に、多摩第二小学校の学区域変更は今後の課題とする中で、愛宕地区の学校の「一定規模」、「適正配置」をどう確保するかは、大変難しいテーマであった。

○それだけに審議会運営では多数決は行なわず、各委員が議論を重ねる中で、各委員が可能な限りそれぞれの立場の違いを乗り越え、合意形成に努めた結果、統合という方向性をまとめる一方、異なる意見も織り込む形で答申することとした。

○審議の過程においては、毎回会議に駆け付けた保護者委員のオブザーバーの方々や、熱心に傍聴を続ける市民がいらしたこと、急きよ開催した保護者説明会にも多くの方々が出席いただき、その発言内容等から、保護者の皆さんが学校や地域の関係者とともにこれまで築き上げてきた母校に対して誇りをもち、強い愛着を抱いていることが痛切に感じられた。

#### 【今後の取り組みに向けて教育委員会への要望】

○今後は、本答申をもとに教育委員会が通学区域の見直しを審議・決定していくことになるが、通学区域の見直しにあたっては、保護者や地域の理解と協力が不可欠であるので、教育委員会はこれらの関係者と十分協議し、調整を図りながら進めていくことを強く望むものである。

○今回の愛宕地区の見直しで、平成17年9月に定めた「基本方針」における当面の通学区域見直し対象校は一区切りとなる。愛宕地区の見直し審議の経験から、今後の多摩市における学校のあり方については、これまでの「一定規模」重視から「適正配置」にも重きを置き、あらためて多摩第二小学校を含めた全市的な見直しが検討課題であることを提言する。

○また審議会運営の点で、参加されてない多摩第二小学校の保護者と会長が面談し、意見を伺う予定であったが当該代表者が参考人として審議会に出席し、意見を述べたことはその後の審議に資するものであった。一方、西愛宕小学校保護者からの陳情書に関し、会長として当該保護者と面談し、陳情書を意見要望として受け止め、その後の審議で陳情主旨が答申に生かされるよう努めたところであるが、西愛宕小学校の委員が審議の最終段階で辞任されたことは、会長として大変残念であった。

○最後に、愛宕地区の子どもたちにとって、統合してほんとうによかったと思えるように、統合新校の魅力ある学校づくりに教育委員会は最善の努力をされたい。

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（第3期）

会長 帆足文宏

## II 資問に対する審議会の考え方

### 1. 東愛宕小学校及び西愛宕小学校を統合することについて

本審議会は、東愛宕小学校及び西愛宕小学校について、統合する必要があると考える。但し統合にあたっては、保護者・地域の理解が得られることや魅力ある新校づくりを創設することを前提とする。

統合後の通学区域は、現在の東愛宕小学校及び西愛宕小学校の通学区域を合わせた区域とする。

#### 【理由】

- 両校は現在いずれも全学年単学級であり、今後も児童数が減少すると見込まれることから、より充実した教育環境を整備するため、また適正配置の観点からも統合する必要がある。
- 統合にあたってはその影響を考慮し、保護者や地域の理解を得ること、また該当校の保護者の中には、統廃合後の学校生活が現状より必ず良くなるという確信を得られないとの意見があったことなどもふまえ、人的支援の充実や施設改修などソフト・ハード両面にわたって「魅力ある新校づくり」を行なうことを前提とする。
- 子どもの成長・発達においては、より多くの子どもたちとの出会いや交流が必要である。
- 両校ともますます小規模化していくなかで、適正配置の観点からも、統合して愛宕地区に小学校を残すことが重要である。

### 2. 統合年度について

東愛宕小学校及び西愛宕小学校の統合は、平成24年度以降に行なうものとする。

#### 【理由】

統合年度は、統合に関して地域・保護者の理解を得るのに一定の期間が必要であることや、その後の統合に向けた諸準備、さらに統合新校の施設改修にあたっては、安全性等を考慮し閉校となる学校を1年間仮校舎として使用し工事を行なうことなどを考慮しから、平成24年度以降とする。

### 3. 統合新校の位置について



### 4. 隣接する多摩第二小学校の通学区域について

多摩第二小学校の通学区域の変更は、今回の見直し対象としないが、今後の検討課題とするし、統合新校の一定規模確保に努める。

一方統合時においては、指定校変更の弾力的運用などにより、統合新校の一定規模の確保に努める。

#### 【理由】

- 多摩第二小学校の通学区域については、当該校保護者代表が審議会に参考人として出席し、「凍結」との考えを表明したことなどもふまえ検討した結果、今回の見直し対象としないが、統合新

校の状況や多摩第二小学校の児童数の推計などを考慮して、今後の検討課題とする。

- 隣接学区に在住の児童・保護者に対し、指定校変更の弾力的運用を図るなど、統合新校への通学を呼びかけ、一定規模の確保に努める。

## 5. 中学校の通学区域について

上記4の考え方により、今後の検討課題とする。

### 【理由】

○中学校の通学区域の変更については、多摩第二小学校の通学区域の変更がある場合に検討が必要となる事項であり、多摩第二小学校の通学区域変更は今後の検討課題としたことで、中学校も同様の扱いとする。

## 6. 統合新校の教育を充実する施策について

統合新校は、推計では学年によって複数学級になる学年とならないまし学年が生じる。審議会としては、魅力ある統合新校を創り、他の学区からも児童が通ってくることを期待し、一定規模をめざすこととした。

また、該当校の保護者の中には、複数学級にならない統合は、現状の単学級における子どもの教育環境を、良くて現状維持するのみで意義が感じられない、との意見があつたことなどもふまえ、具体的には、次のような確かな学力の定着と個性の伸長や児童ひとりひとりを大切にした教育など「魅力ある学校づくり」を行うことが必要と考える。

### (1) 人的支援の充実等

- 統合新校の人的支援の充実については、東京都の統合支援策として教員の統合加算や、小1プロブレム対応加算などの導入に加え、市教育委員会は、愛宕地区的特性を考慮し、統合の結果として生じる財源等を活用し、市独自の人的支援としてピアティチャーの充実配置に加えて更なる人的支援充実策を講じることにより。そのことによって、複数学級に満たない低学年や人的支援を必要とする学年の複数担任制を実施するなどにより、子どもたちの教育環境の充実を図られたい。
- 通年での習熟度別少人数指導を実施し、子どもたちの学力向上を図られたい。
- 教員の資質向上を図る上で研修は大変重要であることから、教員研修の一層の充実を図られたい。
- 統合時における児童の心のケアについて、該当校の保護者の中には、自分の学校の文化を失うなど、マイナス面における子どもたちへの心理的な影響が大きいとの意見があつたことなどもふまえ、これまでの統合校同様、適応支援相談員等を派遣し相談体制の充実を図られたい。

### (2) 特別支援教育の更なる充実

#### ＜特別支援教育の充実について＞

- 愛宕地区的特性を考慮し、特別支援教育をさらに充実するため、統合を機に当該地区に特別支援学級（固定制）を設置することを検討されたい。
- 特別に配慮が必要な児童一人一人を大切にした支援を行うために、特別支援コーディネーターや特別支援教育ピアティチャーの配置等の人的対応とともに、充実した相談体制を確立されたい。充実した相談対応を推進されたい。

### (3) 連携教育の推進

- 小・中間の段差解消ギャップの解消のため、より一層小中連携教育を充実させる教育課程の編成や実施を検討されたい。

#### (4) 施設・設備の整備

児童が良好な学校施設環境で学習することができるよう、統合新校について次の事項に努められたい。

- 老朽化した施設を改修し、安全で快適な教育環境を整備すること
- エレベーター、スロープ、手すりなど施設を整備し、バリアフリー化すること
- 地球温暖化対策に貢献し、環境教育や省資源に役立つ太陽光発電装置、屋上緑化、校庭芝生化を整備すること
- 様々な学習を支援する図書室と情報教育を充実するため I C T環境を整備すること
- 特別な支援を必要とする児童のための特別支援学級を整備すること
- きめ細やかな指導のための少人数指導教室を整備すること
- ゆとりある食事ができるランチルームを整備すること
- 明るくさわやかなトイレ、誰でも利用できる障害者トイレを整備すること
- 男女別更衣室を整備すること
- 地域活動やP T A活動の拠点となる居室を整備すること 等

#### (5) 放課後子ども教室の居場所づくり

<愛宕地区の特性を生かした放課後の居場所づくりについて>

- 子どもたちが安全に過ごせる放課後の居場所づくりを市全体の施策として位置付けること。

### 7. 留意事項

#### (1) 通学上の安全確保

- 両校を統合する上で最も重要な課題の一つは、防犯・交通両面にわたる児童の安全確保である。教育委員会は、市の関係部局や警察等の関係機関、保護者・地域等と十分連携して、統合時までに必要な措置を確実に講じられたい。

#### (2) 継続的な教育内容の充実

- 当該校の保護者の中には、「魅力ある学校づくりを」という方針だけでは、統廃合後の学校生活が現状より必ず良くなるという確信が得られない、との意見が出されたことから、統合後も継続的に教育内容の充実を図っていく。

## 添付資料名

1. 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会委員名簿
2. 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例
3. 多摩市立小・中学校の一定規模及び適正配置等の基本方針
4. 通学区域の見直し等について（諮問）
5. 多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会開催経過
6. 多摩市立小・中学校児童・生徒数、学校数の推移
7. 多摩市立小・中学校児童・生徒数、学級数（平成21年度）
8. 児童数・学級数の推移（対象校）
9. 多摩市立小・中学校児童・生徒数、学級数の推計
10. 学校の統合による児童数・学級数の推計
11. 多摩市立小学校通学区域図
12. 通学区域・通学路図（対象校）
13. 意見の整理表
14. 東愛宕小・西愛宕小の比較表
15. 児童の総通学距離の比較（東愛宕小・西愛宕小）
16. 児童の分布（東愛宕小・西愛宕小）